



Osaka Gakuin University Repository

Title	中華人民共和国刑法改正法（九）、（十）、（十一） Amendment Acts 9, 10 and 11 to the Criminal Law of the People's Republic of China
Author(s)	全 理其 (Liqi QUAN) 劉 芷函 (Zhihan LIU)
Citation	大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第 49 卷 第 1・2 号 : 57-101
Issue Date	2023.3.31
Resource Type	Translation/ 翻譯
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

〈翻 訳〉

訳 文

全 理 其
劉 芷 函

中華人民共和国刑法改正法（九）

（2015年8月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で採択¹⁾。）

一 刑法の第三十七条の後に一条を追加し、第三十七条の一とする。

（職業禁止・制限）

職業上の便宜を利用して罪を犯し、又は職業上に要求される特定の義務に反して罪を犯したとして刑罰を受けた者は、犯罪の情状および再犯防止の必要性によって、人民法院は、刑期終了の日又は仮釈放の日から三年から五年の間、関連職業の従事を禁止することができる。

関連職業の従事が禁止された者は、前項の規定により人民法院が下し

1) 中華人民共和国刑法改正法（九）の訳文は、2015年8月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で採択された改正法令により翻訳したものである。

た決定に違反した場合、公安機関が法律により処罰する。情状が重大の場合は、本法第三百十三条の規定により罪を認定し、処罰する。

他の法律、行政法規は、その者が関連職業の従事の禁止又は制限に関する規定があるときに、その規定に従う。

二 刑法の第五十条第一項を次のように改正する。

(死刑の執行の制限)

死刑の執行猶予の判決を受けた者は、死刑の執行猶予期間に故意犯罪を犯さなければ、二年満期後、無期懲役に減刑する。確実に重大な立功行為があれば、二年満期後、二十五年の有期懲役に減刑する。故意犯罪を犯し、情状が悪質である場合、最高人民法院に報告し、許可を得て死刑を執行する。故意犯罪を犯し、死刑を執行しなかった場合、死刑の執行猶予期間を改めて計算し、最高人民法院に報告する。

三 刑法の第五十三条第一項を次のように改正する。

(罰金の延納)

罰金は規定された期間内に一括納付又は分割納付する。期間が満了しても納付しない者は、強制的に納付させる。罰金の全額を納付することができない者に対し、人民法院は、被執行人の執行できる財産を発見した場合、随時に追徴しなければならない。

不可抗力の災難等のため納付が困難である場合、人民法院の裁定により延納し、減額し又は免除することができる。

四 刑法の第六十九条に一項を追加し、第二項とする。

(数罪の原則)

数罪の中に有期徒刑及び拘役に処する場合、有期徒刑を執行する。数

罪の中に有期徒刑及び管制、又は拘役及び管制に処する場合は、有期徒刑、拘役の執行が完了した後に、管制も執行しなければならない。

旧第二項は第三項とする。

五 刑法の第二百二十条を次のように改正する。

（テロ組織の結成、指導、参加する罪）

テロ活動の組織を結成し、指導した者は、十年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、財産の没収を併科する。積極的に参加した者は、三年以上十年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。その他の参加者は、三年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に処し、罰金を併科することができる。

前項の罪を犯し、殺人、爆発、身代金略取等の罪を犯した者は、数罪併罰の規定により処罰する。

六 刑法の第二百二十条の一は次のように改正する。

（テロ活動幫助罪）

テロ活動の組織、テロ活動を行った個人、又はテロ活動の訓練に資金を提供した者は、五年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合、五年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

テロ活動の組織、テロ活動の実行又はテロ活動の訓練のために人員を募集、輸送した者は、前項の規定により処罰する。

法人は前二項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

七 刑法の第二百十条の一に五条を追加し、第二百十条の二、第二百十条の三、第二百十条の四、第二百十条の五、第二百十条の六とする。

(テロ活動準備罪)

第二百十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合、五年以下の有期懲役、拘役、管制あるいは政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、五年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

(一) テロ活動を実行するために凶器、危険物又はその他の工具を用意した場合。

(二) テロ活動の訓練を組織し又は積極的にテロ活動の訓練に参加した場合。

(三) テロ活動を実行するために海外テロ活動の組織、要員に連絡を取った場合。

(四) テロ活動を企画し又はその他の準備をした場合。

前項行為を行い、同時にその他の犯罪も該当した場合に、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

(テロリズム、過激主義の宣伝・テロ活動実行扇動罪)

第二百十条の三 テロリズム、過激主義を宣伝する書籍、音声・映像資料又はその他の物品を製作し、配布し、又は教示、情報の公布等の方法により、テロリズム又は過激主義を宣伝し、又はテロ活動の実行を扇動した者は、五年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、五年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

(過激主義の利用による法律の実施を破壊する罪)

第二百十条の四 過激主義を利用して、大衆を扇動、脅迫し、国の法律で規定された婚姻、司法、教育および社会管理制度等の実施を破壊し

た場合、三年以下の有期懲役、拘役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重大である場合は、七年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

（テロリズム、過激主義を宣伝する服及びマークの着用を強制する罪）

第二百十条の五 暴力、脅迫により、公共の場所においてテロリズム、過激主義を宣伝する衣服若しくはシンボルを他人に着用又は装着させた者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

（テロリズム、過激主義を宣伝する物品不法所持罪）

第二百十条の六 テロリズム、過激主義を宣伝する書籍、音声・映像資料又はその他の物品であることを知りながら、不法に所持し、情状が重い場合には、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

八 刑法の第三百三十三条の一は次のように改正する。

（危険運転の罪）

第三百三十三条の一 道路上において自動車を運転し、次の各号のいずれかに該当する場合、拘役に処し、罰金を併科する。

（一）お互いに追いかけて、競走しあい、情状が重い場合。

（二）酒酔い運転の場合。

（三）スクールバスの運行又は旅客運送に従事する際に、定員数を大幅に超過したもしくは法定速度を大幅に違反し運転をした場合。

（四）危険化学品安全管理規定に違反し危険化学品の運送を行い、公共の安全を危害した場合。

自動車の所有者、管理者が前項第三号および第四号の行為について直接責任を負う場合、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の罪も該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

九 刑法の第一百五十一条第一項は次のように改正する。

(武器弾薬密輸罪、核材料密輸罪、偽造貨幣密輸罪)

武器・弾薬・核材料もしくは偽造された貨幣を密輸した者は、七年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重大である場合は、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。情状が比較的軽い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十 刑法の第六十四条第一項は次のように改正する。

(会社企業職員賄賂罪)

不正の利益を得るために、会社、企業もしくはその他の法人の職員に財物を供与した者は、金額が比較的大きい場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨大である場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十一 刑法の第七十条は次のように改正する。

(貨幣偽造罪)

貨幣を偽造した者は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。次の各号のいずれかに該当する場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- (一) 貨幣偽造集団の首謀者である場合、
- (二) 貨幣偽造の金額が特に巨大である場合、
- (三) その他の特に重い情状がある場合。

十二 刑法の第九十九条を削除する。

十三 刑法の第二百三十七条は次のように改正する。

（強制わいせつ・侮辱罪、児童わいせつ罪）

暴力、脅迫又はその他の方法によって、他人に強制的わいせつの行為を行い、又は女子を侮辱した者は、五年以下の有期懲役又は拘役に処する。

多衆集合し又は公共の場所において、前項の罪を公然に犯し、又はその他の劣悪な情状がある場合、五年以上の有期懲役に処する。

児童に猥褻な行為を行った者は、前二項の規定により重く処罰する。

十四 刑法の第二百三十九条第二項は次のように改正する。

（略取罪）

前項の罪を犯し、拉致された者を殺害、又は傷害し、その人に重傷を負わせ、若しくは死亡させた場合、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

十五 刑法の第二百四十一条第六項は次のように改正する。

（被誘拐女子児童売買罪）

誘拐された女子若しくは児童を売買した後に、その児童に対し虐待の行為を加えずこれを解放することを妨害しない場合、処罰を軽くすることができる。その女子が自らの意思に基づいて其の原居住地に戻ることを直に応じる場合、処罰を軽く、又は減輕することができる。

十六 刑法の第二百四十六条に一項を追加し、第三項とする。

（侮辱罪、誹謗罪）

インターネットによる第一項の行為の実行に対して、被害者が人民裁判所に告訴を行い、証拠の提出に困難がある場合、人民裁判所は公安機関の協力を要請することができる。

十七 刑法の第二百五十三条の一は次のように改正する。

(個人情報侵害罪)

国の規定に違反し、国民の個人情報を他人に販売又は提供し、情状が重い場合は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を処する。

国の規定に違反し、職務を履行する及び業務を提供する過程において知り得た国民の個人情報を、他人に販売又は提供した者は、前項の規定により重く処罰する。

窃取又はその他の方法によって国民個人情報を不法に取得した者は、第一項の規定により処罰する。

法人は前三項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、各項の規定により処罰する。

十八 刑法の第二百六十条第三項は次のように改正する。

(虐待罪)

第一項の罪は、告訴があってから処理する。ただし、被害者が告訴する能力がない、又は強制、脅迫のために告訴することができない場合を除く。

十九 刑法の第二百六十条に一条を追加し、第二百六十条の一とする。

（被監護人、被看護人虐待罪）

未成年者、老人、病人、障害者等に対する監護、介護の義務を負いながら、被監護人、被介護人を虐待した者は、情状が悪質である場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

第一項の行為があり、同時にその他の罪も該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十 刑法の第二百六十七條第一項は次のように改正する。

（奪取罪）

公私の財物を奪取した者は、その金額が大きい、又は反復して行った場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。その額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。その金額が特に巨大であり、又はその他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

二十一 刑法の第二百七十七條に一項を追加し、第五項とする。

（公務執行妨害罪）

法令により公務を執行する警察官に暴力を加えた者は、第一項の規定により、重く処罰する。

二十二 刑法の第二百八十條は以下のように改正する。

（公文書、証明書、印章等偽造・変造・売買罪、公文書、証明書、印章等

窃取・奪取・毀損罪)

国家機関の公文書、証明書及び印章を偽造・変造・売買した又は窃取・奪取・毀棄した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(会社、企業、事業体、人民団体印章偽造罪)

会社、企業、事業体及び人民団体の印章を偽造した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。

(身分証明書等偽造・変造罪)

住民身分証明書、パスポート、社会保障カード、免許証など法令により身分を証明できる証明書を偽造・変造・売買した者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

二十三 刑法の第二百八十条に一条を追加し、第二百八十条の一とする。

(虚偽の身分証明書等の使用・窃取罪)

国の規定による身分証明を提供すべきである活動において、偽造、変造又は窃取された他人の住民身分証明書、パスポート、社会保障カード、免許証など法令により身分を証明できる証明書を使用し、情状が重い場合には、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為があり、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十四 刑法の第二百八十三条は以下のように改正する。

(スパイ専用器材の不法生産、販売罪)

スパイ専用器材もしくは盗聴、盗撮専用器材を不法に生産し又は販売

した者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

二十五 刑法の第二百八十四条に一条を追加し、第二百八十四条の一とする。

（受験不正行為組織罪）

法律が規定された国家試験において、不正行為を組織した者は、三年以下の有期懲役、拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合には、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

他人が前項の罪を犯すために、不正行為を行う器材又はその他の幫助を提供した場合は、前項の規定により処罰する。

（試験内容、答案の不法販売・提供罪）

受験の不正行為を行うために、他人に第一項が規定される試験内容、答案を不法に販売、又は提供した者は、第一項の規定により処罰する。

（不正受験罪）

他人の代わりに受験し、又は他人に自分の身代りとして受験させた場合は、拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

二十六 刑法の第二百八十五条に一項を追加し、第四項とする。

（両罰規定）

法人は前三項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、各項の規定

により処罰する。

二十七 刑法の第二百八十六条に一項を追加し、第四項とする。

(両罰規定)

法人は前三項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

二十八 刑法の第二百八十六条に一条を追加し、第二百八十六条の一とする。

(インターネット安全管理義務履行拒否罪)

インターネットサービス提供者は、法律、行政法規で定められるインターネット安全管理義務を履行せず、所管機関から改善措置を命じられたにもかかわらず、これを拒否し、次の各号のいずれかに該当する場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

(一) 違法な情報を大量に流布させる場合。

(二) インターネット使用者の情報の漏洩により、重大な結果を生じさせる場合。

(三) 刑事犯罪の証拠を隠滅させ、情状が重い場合。

(四) その他の情状が重い場合。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科しほか、その直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十九 刑法の第二百八十七条に二条を追加し、第二百八十七条の一、第二百八十七条の二とする。

（インターネット不法利用罪）

第二百八十七条の一 インターネットを利用して次の各号に掲げる行為を行い、情状が重い場合には、三年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

（一）詐欺、犯罪方法の伝授、禁制品、規制品の製造又は販売などの違法犯罪の行為を行うためウェブサイトや通信グループを開設した場合。

（二）麻薬、銃器、若しくは猥褻物などの禁制品、規制品の製造又は販売に関すること又はその他の違法犯罪の情報を流布した場合。

（三）詐欺などの違法犯罪活動を行うために、情報を流布した場合。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

（インターネット犯罪活動幫助罪）

第二百八十七条の二 他人がインターネットを利用して犯罪を行うことを知りながら、その犯罪にインターネットアクセス、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送などの技術的支援若しくは広告宣伝、代金決済などの幫助を提供した者は、情状が重い場合に、三年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比

較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

三十 刑法の第二百八十八条第一項は以下のように改正する。

(無線通信管理秩序妨害罪)

国の規定に違反し、無線局(所)を無断に設置、使用し、又は無線周波数を無断に使用して無線通信の秩序を妨害し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

三十一 刑法の第二百九十条第一項は以下のように改正する。

(多衆社会秩序妨害罪)

多衆集合して社会の秩序を妨害し、情状が重い、業務、生産、営業、教育、科学研究、医療を停止させ、重大な損害を与えた場合、その首謀者は、三年以上七年以下の有期懲役に処する。その他の積極的参加者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

また、二項を追加し、第三項、第四項とする。

(国家機関勤務秩序妨害罪)

第二百九十条第三項 反復して国家機関の勤務秩序を妨害する行為を行い、行政処分を受けた後に改正せず、重大な結果を生じさせた場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

(不法集合組織・援助罪)

第二百九十条第四項 反復して他人の不法集合を組織し、資金の提供をして社会秩序を妨害し、情状が重い場合には、前項の規定により処罰する。

三十二 刑法の第二百九十一条の一に一項を追加し、第二項とする。

（虛偽情報捏造流布罪）

第二百九十一條之一第二項 虛偽の危険、疫病、災害若しくは警察に關する情報を捏造してインターネット又はその他のメディアに流布した場合、又は捏造された情報を知りながら、故意にインターネット又はその他のメディアにこれを流布し、社会秩序を著しく乱された場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制に處する。重大な結果を生じさせる場合は、三年以上七年以下の有期懲役に處する。

三十三 刑法の第三百條は以下のように改正する。

（会道門邪教団体組織利用等法律実施妨害罪）

会道門若しくは邪教団体を組織・利用し、又は迷信を利用して国の法律、行政法規の実施を妨害した者は、三年以上七年以下の有期懲役に處し、罰金を併科する。情状が特に重い場合は、七年以上の有期懲役又は無期懲役に處し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽い場合に、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に處し、罰金を併科又は単科する。

（会道門邪教団体組織利用等致死傷罪）

会道門若しくは邪教団体を組織・利用し、又は迷信を利用して他人を欺瞞して重傷を負わせ、若しくは死亡させた者は、前項の規定により処罰する。

第一項の罪を犯した場合、女子を姦淫し、財物を騙取した者は、数罪併罰の規定により処罰する。

三十四 刑法の第三百二條は以下のように改正する。

（死体等の窃盜・侮辱・破壊罪）

死体、骨若しくは遺灰を窃取・侮辱又は破壊した者は、三年以下の有

期懲役、拘役、管制に処する。

三十五 刑法の第三百七条に一条を追加し、第三百七条の一とする。

(虚偽訴訟罪)

捏造された事実で民事訴訟を提起することにより、司法秩序を妨害し、又は他人の正当の権利および利益を著しく侵害した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制に処する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

第一項の行為を行い、他人の財産を不法に横領し、又は適法の債務を履行せず、又はその他の犯罪を該当した場合、比較的重い刑の規定により処罰する。

司法要員が職権を利用し、他人とともに前三項の行為を行った場合、重く処罰する。同時にその他の犯罪も該当する場合は、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、重く処罰する。

三十六 刑法の第三百八条に一条を追加し、第三百八条の一とする。

(不開示事案情報漏洩罪)

司法要員、弁護士、訴訟代理人若しくはその他の訴訟参加者は、法より非公開審判とされる事案における不開示すべきである情報を漏洩し、公衆へ情報を流布させ、又はその他の重い結果を生じさせた場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為を行い、国家秘密を漏洩した者は、第三百九十八条により処罰する。

（不開示事案情報発表・報道罪）

第一項が規定される事案情報を公に発表、報道し、情状が重い場合には、第一項の規定により処罰する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

三十七 刑法の第三百九条は以下のように改正する。

（法廷秩序妨害罪）

法廷の秩序を妨害し、次の各号のいずれかに該当する場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は罰金を処する。

- （一）多衆集合して法廷を騒乱させた場合。
- （二）司法要員、又は訴訟参加者を殴打する場合。
- （三）司法要員、又は訴訟参加者を侮辱・誹謗・脅迫し、法廷の命令を服従せず、法廷の秩序を著しく妨害した場合。
- （四）法廷設備の破壊、訴訟書類及び証拠の奪取・破損等による法廷の秩序を妨害する行為を行い、情状が重い場合。

三十八 刑法の第三百十一は以下のように改正する。

（スパイ犯罪・テロリズム犯罪・過激主義犯罪の証拠提出拒否罪）

他人がスパイ犯罪行為、又はテロリズム、過激主義犯罪行為を行ったことを知りながら、司法機関が関係事実を調査、関係証拠を収集する際、その事実又は証拠の提出を拒否し、情状が重い場合には、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

三十九 刑法の第三百十三条は以下のように改正する。

(判決・裁定の執行拒否罪)

人民法院による判決及び裁定に対し、執行能力があるにもかかわらずその執行を拒否し、情状が重い場合には、三年以下の有期懲役、拘役、罰金を処する。情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

四十 刑法の第三百二十二条は以下のように改正する。

(密航罪)

国（辺）境管理法規を違反し、不法に国（辺）境を超えた者は、情状が重い場合に、一年の有期懲役、拘役、又は管制に処し、罰金を併科する。テロ活動組織に参加し、テロ活動訓練を受け、又はテロ活動を実行するために、不法に国（辺）境を超えた者は、一年以上三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

四十一 刑法の第三百五十条第一項、第二項は以下のように改正する。

(麻薬原料の不法生産、売買、輸送罪)

国の規定に違反して無水酢酸、エチルエーテル、クロロホルム若しくはその他の麻薬を製造するために使用される原料又は合成剤を不法に生産・売買・輸送し、又は上述した物品を携帯して出入国をした者は、情状が比較的重い場合に、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合、七年以上の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。

（麻薬原料密輸罪）

他人が麻薬を製造することを知りながら、その者のために前項に規定される物品を生産・売買・輸送した者は、麻薬製造罪の共犯として処罰する。

四十二 刑法の第三百五十八条は以下のように改正する。

（売春組織罪、売春強要罪）

他人の売春を組織し、強要した者は、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合に、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。

未成年者の売春を組織し、強要した者は、前項の規定により重く処罰する。

前二項の罪を犯した場合、殺害、傷害、強姦、拉致等の犯罪行為を行った者は、数罪併罰の規定により処罰する。

売春を組織する者のために、人を募集・輸送し、又はその他の他人の売春の組織に協力行為を行った場合、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合に、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

四十三 刑法の第三百六十条第二項を削除とする。

四十四 刑法の第三百八十三条は以下のように改正する。

（職務上横領罪の処罰）

職務上の横領罪を犯した者は、情状の軽重に応じて次の各号の規定によりそれぞれ処罰する。

（一）横領額が比較的に大きいであり、又は比較的重い情状がある場

合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

(二) 横領額が巨大であり、又は重大な情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

(三) 横領額が特に巨大であり、又は特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。金額が特に巨大であり、国家と国民の利益に著しく重大な損害を与えた場合、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

反復して横領行為を行って未処理にある者に対して、横領額を合計して処罰する。

第一項の罪を犯して、公訴が提起される前に自分の犯行を供述し、真摯に反省し、贓物を積極的返還し、損害結果を回避、減少した者は、第一項で規定される事情がある場合、刑を軽くし、減輕し又は免除することができる。第二項および第三項で規定される事情がある場合、刑を軽くすることができる。

第一項の罪を犯し、第三項の事情を有することにより死刑の執行猶予判決を受ける場合、人民裁判所は、犯行の情状等により、同時にその死刑の執行猶予の二年満期後、法令により無期懲役に減刑される際、減刑および仮釈放をできない終身監禁を決定することができる。

四十五 刑法の第三百九十条は以下のように改正する。

(贈賄罪の処罰)

贈賄罪を犯した者は、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。贈賄によって不正な利益を得、情状が重い、又は国家の利益に重大な損失を生じさせた場合は、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い、又は国家の利益に特に重大な損失を生じさせた場合は、十年以上の有期懲役、又は無期懲役に処し、罰金又

は財産の没収を併科する。

贈賄者は訴追される前に贈賄行為を自ら供述した場合、その刑を軽くし、又は減輕することができる。その中に、犯罪が比較的軽く、重大な事件の解決に主要な役割を果たす又は重大な立功行為がある場合、刑を減輕し、又は免除することができる。

四十六 刑法の第三百九十條に一條を追加し、第三百九十條の一とする。

（影響力のある人への贈賄罪）

不正な利益を得るために、國家公務員の近親者、又はその他の親密な關係を有する人、若しくは離職する國家公務員、又はその近親者およびその他の親密な關係を有する人に贈賄した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重い、又は國家の利益に重大な損失を生じさせた場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い、又は國家の利益に特に重大な損失を生じさせた場合は、七年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

四十七 刑法の第三百九十一條第一項は以下のように改正する。

（法人に対する贈賄罪）

不正な利益を得るために、國家機關、國有会社、企業、事業体及び人民団体に財物を供与し、又は經濟活動において、國の規定に違反し、各種名目で割戻金又は手数料を供与した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

四十八 刑法の第三百九十二条は以下のように改正する。

(贈賄斡旋罪)

国家公務員に贈賄を斡旋し、情状が重い場合に、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

四十九 刑法の第三百九十三条第一項は以下のように改正する。

(法人賄賂罪)

法人が、不正な利益を得るために、贈賄し又は国の規定に違反し、国家公務員に割戻金又は手数料を供与し、情状が重い場合は、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。贈賄により取得した違法所得を個人の所有にした場合は、第三百八十二条、第三百八十三条の規定により罪を認定し、処罰する。

五十 刑法の第四百二十六条は以下のように改正する。

(軍事公務執行妨害罪)

暴力、脅迫の方法によって、指揮人員、当番若しくは当直の人員による職務の執行を妨害した者は、五年以上の有期懲役又は拘役に処する。情状が重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処する。情状が特に重い場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。戦時中には、重く処罰する。

五十一 刑法の第四百三十三条は次のように改正する。

(戦時中流言流布罪)

戦時中、情報を捏造、流布し、軍人の士気を動揺させた者は、三年以下の有期懲役に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の有期懲

役に処する。情状が特に重い場合は、十年以上有期懲役又は無期懲役に処する。

五十二 本改正法は2015年11月1日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法（十）

（2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で採択²⁾。）

国歌を侮辱する行為を処罰し、国歌の斉唱および使用の厳肅性と国家の尊厳を確実に保障するため、刑法の第二百九十九条に一項を追加し、第二項とする。

（国旗・国章侮辱罪）

公共の場所において、中華人民共和国国旗又は国章を故意的に燃焼、毀損、落書き、汚損、踏みつける等の方法により侮辱した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に処する。

公共の場所において、中華人民共和国国歌の歌詞又は楽譜を故意的に改ざんし、国歌を歪曲し、貶す方法により奏唱したり、又はその他の方法により国歌を侮辱した者、情状が重い場合は、前項の規定により処罰する。

本改正法は公布の日より施行する。

2) 中華人民共和国刑法改正法（十）の訳文は、2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で採択された改正法令により翻訳したものである。

中華人民共和国刑法改正法（十一）

（2020年12月26日第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択³⁾。）

一 刑法の第十七条を以下のように改正する。

（刑事責任年齢）

十六歳以上の者が罪を犯した場合、刑事責任を負わなければならない。

十四歳以上十六歳未満の者が、故意殺人、故意重傷害および傷害致死、強姦、強盗、麻薬販売、放火、爆発、危険物投与の罪を犯した場合、刑事責任を負わなければならない。

十二歳以上十四歳未満の者が故意殺人、故意傷害の罪を犯し、よって人を死亡させ又は特に残虐な手段により人に重傷を負わせて重大な障害を与え、情状が悪劣であり、最高人民検察院の認可により訴追した場合、刑事責任を負わなければならない。

前三項の規定により刑事責任を追及すべき十八歳未満の者は、処罰を軽くし又は減輕しなければならない。

十六歳未満であるため刑事処罰を科さない者は、父母又はその他の保護者に監護の強化を命じる。必要な場合、法令により専門的矯正教育を行う。

二 刑法の第三百三十三条の一に一条を追加し、第三百三十三条の二とする。

（安全運転妨害罪）

3) 中華人民共和国全国人民代表大会ネット国家法律法規データベース <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDImZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY2OTBiYjA0YWI%3D>、2022年4月1日参照。

運行中の公共交通機関の運転手に暴力を加え、又は操縦装置を奪い取り、よって公共交通機関の正常の走行を妨害し、公共の安全を侵害した場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の運転手が、運行中の公共交通機関における職務を無断に離れ、他人と殴り合い又は他人を殴打し、公共の安全を侵害した場合、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

三 刑法の第三百三十四条第二項を以下のように改正する。

（違法作業強要罪）

他人が危険を犯して違法な作業への従事を強要し、又は重大な事故を招く危険を知りながら、除去せず危険を犯して作業を組織し、よって重大な死傷事故又はその他の重い結果を起こさせた場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処する。情状が特に悪劣であった場合、五年以上の有期懲役に処する。

四 刑法の第三百三十四条に一条を追加し、第三百三十四条の一とする。

（危険作業罪）

安全管理の規定に違反して、生産、作業において、次の各号のいずれかに該当した場合、重大な死傷事故又はその他の重い結果を起こさせる現実的危険性がある場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

（一）生産の安全に直接関係する監視・警報・防護・救命設備、施設を閉鎖、破壊し、又は関連データ、情報を改ざん、隠蔽、消滅した場合。

（二）重大な事故を招く危険があるため、法令により生産・業務、工

事、関連設備、施設、場所の使用の停止命令、又は直ちに危険の除去命令を受けたにもかかわらず、それを拒否した場合。

(三) 法令により安全生産に関する事項の承認又は許可を受けず、無断に鉱業、金属製錬、建築工事及び危険物の生産、経営、貯蔵等の危険性の高い生産業務活動に従事した場合。

五 刑法の第四百四十一条を以下のように改正する。

(偽造医薬品生産販売罪)

偽造医薬品を生産、販売した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。人の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。人を死亡させ、又はその他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

医薬品使用部門の職員が偽造医薬品であることを知りながら、他人の使用に提供した場合、前項の規定により処罰する。

六 刑法の第四百四十二条を以下のように改正する。

(不良医薬品生産販売罪)

不良医薬品を生産、販売し、人の健康に重大な危害を与えた者は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。その結果は特に重い場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

医薬品使用部門の職員が不良医薬品であることを知りながら、他人の使用に提供した場合、前項の規定により処罰する。

七 刑法の第四百四十二条に一条を追加し、第四百四十二条之一とする。

（医薬品管理妨害罪）

医薬品の管理法規に違反し、次の各号のいずれかに該当し、人の健康に重大な危害を与える危険性が高い場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。人の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状がある場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

- （一） 國務院医薬品監督管理部門が禁止される医薬品を生産、販売した場合、
- （二） 医薬品に関する許可証明書を取得せず、医薬品を生産、輸入し又は上述の医薬品であることを知りながら、販売した場合、
- （三） 医薬品の申請登録際、虚偽な証明、データ、資料、サンプルを提供し、又はその他の欺瞞的手段を用いた場合、
- （四） 生産、検査の記録を捏造した場合、

前項の行為を行い、同時に本法の第四百四十一条、第四百四十二条の罪、又はその他の罪も該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

八 刑法の第百十六条を以下のように改正する。

（株式、債権詐欺発行罪）

株式募集説明書、株式申込書、会社、企業債権募集規則等の公開書類において、重要な事実を隠蔽し、又は重大な虚偽の内容を捏造し、株式又は会社、企業債権、預託証券若しくは國務院が法令により認定された他の証券を発行し、金額が巨大であり、重い結果を生じさせ、又はその他の重い情状がある場合、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。金額が特に巨大であり、特に重い結果を生じさせ、又はその他の特に重い情状がある場合、五年以上の有期懲役に処し、罰

金を併科する。

支配株主、実際支配人は、前項行為の実行を組織し、指示した場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処し、不法に募集した資金の二十%以上二倍以下の罰金を併科する。金額が特に巨大であり、重い結果を生じさせ、又はその他の重い情状がある場合、五年以上の有期懲役、不法に募集した資金の二十%以上二倍以下の罰金を併科する。

法人は前二項の罪を犯した場合、法人に対して不法に募集した資金の二十%以上二倍以下の罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

九 刑法の第六十一条を以下のように改正する。

(重要情報不正開示・非開示罪)

法令により情報開示の義務を負う会社、企業は、株主及び公衆に虚偽又は重要な事実を隠蔽した財務会計報告書を提供し、若しくは法令により開示すべきその他の重要な情報を規定の通り開示せず、よって株主や他人の利益に重い損害を生じさせ、又はその他の重い情状がある場合、直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

前項に規定される会社、企業の支配株主、実際支配人は、前項の行為を実行し、又はその実行を組織、指示し、又は関連する事項を隠蔽し、よって前項に規定される場合を生じさせたときは、前項の規定により処罰する。

前項の罪を犯した支配株主、実際支配人は法人である場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

十 刑法の第六十三条は以下のように改正する。

（非国家公務員収賄罪）

会社、企業又はその他の法人の職員は、職務の便利を利用して他人の財物を要求し、又は不法に收受し、他人のために利益を得、金額が大きい場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨大であり又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大であり又はその他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

十一 刑法の第七十五条の一第一項を以下のように改正する。

（貸付金、引受手形、金融手形騙取罪）

欺瞞の手段によって、銀行又はその他の金融機関の貸付金、引受手形、信用状、保障状を取得し、よって銀行又はその他の金融機関に重大な損失を与えた者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。銀行又はその他の金融機関に特に重大な損失を与え、又はその他の特に重い情状がある場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十二 刑法の百七十六条を以下のように改正する。

（公衆預金の不法集金罪）

公衆の預金を不法に集金し、又はこれに準じる方法で集金し、金融の秩序を妨害した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大であり、その他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役に処し、

罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、公訴を提起する前に積極的返金・賠償により、損害を減少させた場合、処罰を軽く又は減輕することができる。

十三 刑法の第八十二条第一項を以下のように改正する。

(証券、先物市場操縦罪)

次の各号のいずれかに該当する者は、証券、先物市場を操縦し、よって証券、先物取引価格及び取引量に影響し、情状が重い場合、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

- (一) 個人又は共謀して、資金の優位性、株・先物の保有又は優位性を集中させ、若しくは情報の優位性を利用し、共同又は継続に取引を行ったこと、
- (二) 他人と通謀し、予め合意した時刻、価格及び方法で互いに証券、先物取引を行うこと、
- (三) 自己の実質的支配の口座の間に証券の取引を行い、又は自己売買による先物取引の買付、売付注文を行うこと、
- (四) 取引の成立を目的とせず、頻繁に又は大量に証券、先物取引の買付、売付注文を申込、又は撤回すること、
- (五) 虚偽又は不確実な重大情報を利用して、投資者の証券、先物取引を誘導すること、
- (六) 証券、証券発行者、先物取引の原資産に対して、公開的に評価、予測又は投資助言をし、同時に、利益相反の証券取引又は関連先物取

引を行うこと、

（七）その他の方法により証券、先物市場を操縦すること。

十四 刑法の第九十一条を以下のように改正する。

（マネーロンダリング罪）

麻薬犯罪、暴力団組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、横領賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪から得た収入及びそこから生じる収益の源泉と性質を隠蔽、隠匿するために、次の各号のいずれかに該当した場合、上記犯罪の実行による収入及びそこから生じる収益を没収し、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（一）資金の預金口座を提供した場合、

（二）財産を現金、金融証書、有価証券に交換した場合、

（三）振込又はその他の決済手段で資金を移転した場合、

（四）国境を越えて資産の移転をした場合、

（五）その他の方法で犯罪収入及びそこから生じる収益の源泉と性質を隠蔽、隠匿した場合、

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

十五 刑法の第九十二条を以下のように改正する。

（集金詐欺罪）

不法領得の目的で、詐欺的方法により不法に集金した者は、金額が大きい場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、七年以上の有期懲

役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

十六 刑法の第二百条を以下のように改正する。

(金融詐欺罪の両罰規定)

法人は本節第九十四条、第九十五条の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

十七 刑法の第二百十三条は以下のように改正する。

(登録商標冒用罪)

登録商標権者の許諾を得ずに、同一の商品、サービスにその登録商標と同様な商標を使用した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十八 刑法の第二百十四条を以下のように改正する。

(登録商標冒用商品販売罪)

登録商標を冒用された商品であることを知りながら、これを販売した者は、違法所得の金額が大きいため、又はその他の重い情状がある場

合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得の金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十九 刑法の第二百十五条を以下のように改正する。

（登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪）

他人の登録した商標標識を偽造、無断に製造し、又は偽造、無断に製造された登録商標を販売した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

二十 刑法の第二百七条を以下のように改正する。

（著作権侵害罪）

営利のために、著作権又は著作権に関する権利を侵害する次の各号のいずれかに該当した者は、違法所得の金額は大きいであり、又はその他の重い情状がある場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得の金額は巨大であり、その他の特に重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（一）著作権者の許諾を得ずに、その文字作品、音楽、美術、視聴作品、コンピュータ・ソフトウェア及び法律、行政法規で定められたその他の作品を複製、発行し、インターネットを通じて公衆へ散布した場合、

（二）他人が独占している出版権を有する図書を出版した場合、

（三）録音録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音録画を複製、発行し、インターネットを通じて公衆へ散布した場合、

（四）出演者の許諾を得ずに、その出演した録音録画を複製、発行し、

又はインターネットを通じて公衆へ散布した場合、

(五) 他人の署名を冒用してサインした美術品の制作、販売した場合、

(六) 著作権者又は著作権に関する権利者の許諾を得ずに、権利者がその作品、録音録画製品等の著作権又は著作権に関する権利を保護する技術的措置を、故意的に回避又は破壊した場合。

二十一 刑法の第二百十八条を以下のように改正する。

(著作権侵害複製品販売罪)

営利のために、本法第二百七条が規定される権利侵害の複製品であることを知りながら、これを販売した者は、違法所得の金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。

二十二 刑法の第二百十九条を以下のように改正する。

(営業秘密侵害罪)

次の各号のいずれかに該当した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子侵入又はその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得した、

(二) 前項の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用させた、

(三) 守秘義務又は権利者からの営業秘密保持に関する要請に違反し、その保有する営業秘密を開示し、使用し又は他人に使用させた

前項に挙げる行為であることを知りながら、当該営業秘密を取得、開示、使用し又は他人に使用させた者は、営業秘密の侵害とする。

本条における称せられる権利者とは、営業秘密所有者及び営業秘密所有者の認可により営業秘密使用者である。

二十三 刑法の第二百十九条に一条を追加し、第二百十九条之一とする。

（海外の為営業秘密窃取、探知、買収、不法提供罪）

海外の機構、組織、人員のため、営業秘密を窃取、探知、買収、不法に提供した者は、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合、五年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

二十四 刑法の第二百二十条を以下のように改正する。

（両罰規定）

法人が本節第二百十三条から第二百十九条の一までいずれか規定される罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役に処し、罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、本節各条の規定により処罰する。

二十五 刑法の第二百二十九条を以下のように改正する。

（虚偽証明書提供罪）

資産評価、資本金査定、検証、会計、監査、法務、保証推薦、安全性評価、環境影響評価、環境監視測定等の職務を担当する仲介組織の人員が、故意に虚偽の証明書を提出し、情状が重い場合、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。次の各号のいずれかに該当した場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（一）証券発行に関する虚偽の資産評価、会計、監査等証明書を提供

し、情状が特に重い場合、

(二) 重大資産取引に関する虚偽の資産評価、会計、監査、法務、保証推薦等証明書を提供し、情状が特に重い場合、

(三) 公共安全に関わる重大工事、項目において、虚偽の安全評価、環境影響評価等証明書を提供し、よって公共財産、国家及び人民利益に特に大きな損失を与える場合、

前項の行為を行い、同時に他人の財産を要求し、又は不法に他人の財物を収受して、犯罪に該当した場合、処罰が重い規定により罪を認定し、処罰する。

第一項に規定された人員が重く職責を怠け、発行された証明書に重大な不実があり、よって重い結果を生じさせる場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

二十六 刑法第二百三十六条を以下のように改正する。

(強姦罪)

暴力、脅迫又はその他の手段で女子を強姦した者は、三年以上十年以下の有期懲役に処する。

十四歳未満の幼女を姦淫した者は、強姦として重く処罰する。

女子を強姦し、幼女を姦淫し、次の各号のいずれかに該当した場合、十年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

(一) 女子を強姦し、幼女を姦淫し、情状が悪劣である場合、

(二) 数人の女子を強姦し、数人の幼女を姦淫した場合、

(三) 公共の場所において、公然と女子を強姦し、幼女を姦淫した場合、

(四) 二人以上輪姦した場合、

(五) 十歳未満の幼女を姦淫し、又はその幼女に傷害を負わせた場合、

（六）被害者の重傷、死亡又はその他の重い結果を生じさせた場合。

二十七 刑法の第二百三十六條に一條を追加し、第二百三十六條の一とする。

（監護責任等の者の性交罪）

十四歳以上十六歳未満の未成年女子に対して、監護、養育、看護、教育、医療等特殊責務を有する者は、その女子と性交した場合、三年以下の有期懲役に処する。情状が悪劣である場合、三年以上十年以下の有期懲役に処する。

前項の行為を行い、同時に本法の第二百三十六條に規定された罪に該当した場合、処罰が重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十八 刑法の第二百三十七條第三項を以下のように改正する。

（児童わいせつ罪）

児童を猥褻した者は、五年以下の有期懲役に処する。次の各号のいずれかに該当した場合、五年以上の有期懲役に処する。

- （一）数人の、又は数回にわたって児童をわいせつした場合、
- （二）多衆集合して児童をわいせつし、又は公共の場合において、公然に児童をわいせつし、情状が悪劣である場合、
- （三）児童に傷害又はその他の重い結果を生じさせた場合、
- （四）わいせつの手段が悪劣であり、又はその他の悪劣な情状がある場合。

二十九 刑法の第二百七十一條第一項を以下のように改正する。

（業務上横領罪）

会社、企業又はその他の法人の職員は、職務の便利により、当該法人

組織の財物を不法に横領し、金額が大きいである場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨大である場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大である場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

三十 刑法の第二百七十二条を以下のように改正する。

(資金流用罪)

会社、企業又はその他の法人の職員は、職務の便利により、当該法人組織の財物を私的に流用し、又は他人に貸与し、金額が大きく三ヶ月が経過しても返済しない場合、又は三ヶ月以内にもかかわらず、金額が大きい、営利活動を行う、又は不法活動を行う場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処する。流用した当該法人組織の資金の金額が巨大である場合、七年以上の有期懲役に処する。

国営会社、企業又はその他の国営法人において、公務に従事する人員及び国営会社、企業又はその他の国営法人から非国営会社、企業、その他の法人に配属され、公務を行う人員は前項の行為がある場合、本法の第三百八十四条の規定により罪を認定し、処罰する。

第一項の行為を行い、公訴の提起前に流用した資金を返済した者は、処罰を軽く又は減輕することができる。その中、比較的軽微な罪を犯した者は、処罰を減輕又は免除することができる。

三十一 刑法の第二百七十七条第五項を以下のように改正する。

(公務妨害罪)

法令により職務を執行する警察官に暴力を加えた者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。銃器、規制される刃物、又は自動車を運転して衝突などの手段により、その人身安全を著しく侵害した者は、

三年以下七年以上の有期懲役に処する。

三十二 刑法の第二百八十条の一に一条を追加し、第二百八十条の二とする。

（身分冒用罪）

他人の身分を盗用、冒用し、他人になりすまして、高等教育の入学資格、公務員の採用資格、就職等の待遇を得た者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

他人を組織し、又は他人を指示して前項の行為を行われた者は、前項の規定により重く処罰する。

国家公務員は前項の行為を行い、且つ他の犯罪に該当した場合、数罪併罰の規定により処罰する。

三十三 刑法の第二百九十一条の一に一条を追加し、第二百九十一条の二とする。

（高所物品落下罪）

建築物又はその他の高所から、物を投下し、情状が重い場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当する場合、処罰が重い規定により罪を認定し、処罰する。

三十四 刑法の第二百九十三条に一条を追加し、第二百九十三条の一とする。

（不法債務取り立て罪）

次の各号のいずれかに該当し、高利貸し等から生じる違法な債権を取り立て、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、

罰金を併科又は単科する。

- (一) 暴力、脅迫の方法を使用した場合、
- (二) 他人の人身自由を制限、又は他人の住宅を侵入した場合、
- (三) 他人を脅迫、尾行、騷擾した場合。

三十五 刑法の第二百九十九条に一条を追加し、第二百九十九条の一とする。

(英霊侮辱誹謗罪)

英霊の名誉、栄誉を侮辱、誹謗又はその他の方法で侵害し、社会公共利益を損害し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制、政治的権利の剝奪に処する。

三十六 刑法の第三百三条を以下のように改正する。

(賭博罪)

営利のために、多衆集合して賭博をし、又は賭博を業務とした者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制に処し、罰金を併科する。

賭博場を開設した者は、五年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

中華人民共和国の国民を組織して国（辺）外でギャンブルに参加させ、金額が巨大であり又はその他の重い情状がある場合、前項の規定により処罰する。

三十七 刑法の第三百三十条第一項を次のように改正する。

(伝染病予防治療妨害罪)

伝染病予防治療法の規定に違反した者は、次の各号のいずれかに該当

し、甲類伝染病と法令により確定した甲類伝染病管理措置を取る伝染病の蔓延を引き起こす、又は蔓延リスクをもたらす場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処する。結果が特に重い場合、三年以下七年以上の有期懲役に処する。

- （一） 供水部門から供給された飲料水が、国の定める衛生基準に適合していない場合、
- （二） 衛生防疫機関が提出した衛生上の要求を拒否して、伝染病病原体に汚染された汚水、汚物、場所及び物品に対して、消毒しなかった場合、
- （三） 伝染病病人、病原体保有者、疑似症患者が、國務院衛生行政部門の規定で禁止された、当該伝染病を蔓延しやすい業務に従事することを許可し、又は放任した場合、
- （四） 疫病地域における伝染病病原体に汚染された、又は汚染される可能性のある物品を販売、運輸し、消毒しなかった場合、
- （五） 県レベル以上の人民政府、衛生防疫機関が伝染病予防治療法に基づき提出した予防、管理措置の執行を拒否した場合。

三十八 刑法の第三百三十四条に一条を追加し、第三百三十四条の一とする。

（人類遺伝資源不法収集・人類遺伝資源材料密輸罪）

関連する国の規定に違反し、国民の人類の遺伝資源を不法に収集し、又は国民の人類の遺伝資源材料を運送、郵送、若しくは外国に持ち出して、公衆の健康又は社会公共の利益を侵害し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

三十九 刑法の第三百三十六条に一条を追加し、第三百三十六条の一とする。

(遺伝子編集、クローン胚不法移植罪)

遺伝子編集、クローンを行なったヒト胚を人体又は動物へ移植し、又は遺伝子編集、クローンを行なった動物の胚を人体へ移植した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

四十 刑法の第三百三十八条を以下のように改正する。

(環境汚染罪)

国の規定に違反し、放射線廃棄物、伝染病の病原体が含まれた廃棄物、有毒物質又はその他の有害物質を排出、放置、処分し、環境に重大な汚染を引き起こされた場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。次の各号のいずれかに該当する場合、七年以上の有期懲役、罰金を併科する。

(一) 飲料水の水源保護地域や自然保護区の中核的保護地域など法律で定められた重要な保護区域において、放射線廃棄物、伝染病の病原体が含まれた廃棄物、有毒物質を排出、放置、処分し、情状が特に重い場合、

(二) 国が定めた重要な河川や湖沼の水域へ放射線廃棄物、伝染病の病原体が含まれた廃棄物、有毒物質を排出、放置、処分し、情状が特に重い場合、

(三) 大量の永続的基礎農地が基礎的機能を失い、又は永続的な損害を被った場合、

（四）数人の重傷、重病、又は重篤な障害や死亡を生じさせた場合、前項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当する場合、処罰が比較的重い規定により処罰する。

四十一 刑法の第三百四十一条に一項を追加し、第三項とする。

（陸生野生動物不法捕獲・買収・輸送・販売罪）

野生動物保護管理法規に違反し、食用を目的として、第一項の規定以外の野生環境下で自然に生殖と繁殖する陸生野生動物を不法に捕獲、買収、輸送、販売した者は、情状が重い場合、前項の規定により処罰する。

四十二 刑法の第三百四十二条に一条を追加し、第三百四十二条の一とする。

（自然保護区破壊罪）

自然保護区管理法規に違反し、国立公園および国立自然保護区における埋立て、開発活動又は建築物の建設を行い、重い結果を生じさせた、又は悪劣な情状がある場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当する場合、処罰が比較的重い規定により処罰する。

四十三 刑法の第三百四十四条に一条を追加し、第三百四十四条の一とする。

（外来侵入種不法持込・拡散・廃棄罪）

国の規定に違反し、外来侵入種を不法に持込、拡散、廃棄した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

四十四 刑法の第三百五十五条に一条を追加し、第三百五十五条の一とする。

(覚醒剤管理妨害罪)

選手に覚醒剤の使用を誘惑、教唆、欺罔して、国内及び国際主要なスポーツ競技会に参加させ、又は選手が上述の競技会に参加することを知りながら、当該選手に覚醒剤を提供し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科する。

選手に覚醒剤の使用を組織し、脅迫し、国内、国際主要なスポーツ競技会に参加させた者は、前項の規定により処罰する。

四十五 刑法の第四百八条の一第一項を以下のように改正する。

(食品薬品監督汚職罪)

食品薬品安全監督管理職責を負う国家機関公務員は、職権濫用又は職務怠慢をし、次の各号のいずれかに該当し、重い結果を生じさせ、又は重い情状がある場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処する。特に重い結果を生じさせ、又は特に重い情状がある場合、五年以上十年以下の有期懲役に処する。

- (一) 食品安全事故、薬品安全事故を隠蔽、偽って報告した場合、
 - (二) 発見された重大な食品薬品安全違法行為に対して、規定による調査、対処をしていなかった場合、
 - (三) 薬品や特殊食品の承認審査の過程において、不適格な申請に対して、許可を出した場合、
 - (四) 法令により司法機関に移送すべき刑事責任を追及する案件を移送していない場合、
- その他の職権濫用又は職務怠慢の行為がある場合。

四十六 刑法の第四百三十一条の第二項を以下のように改正する。

（外国の為軍事秘密窃取・探知・買収・不法提供罪）

外国の機構、組織、個人のために、軍事秘密を窃取、探知、買収、不法に提供した者は、五年以上十年以下の有期懲役に処する。情状が重い場合、十年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

四十七 刑法の第四百五十条を以下のように改正する。

（本章の適用範囲）

本章は中国人民解放軍の現役将校、文官幹部、兵士及び軍籍を有する学生及び中国人民武装警察部隊の現役警官、文官幹部、兵士及び軍籍を有する学生及び文官職員、並びに軍事任務を執行する予備役人員及びその他の人員。

四十八 本改正法は2021年3月1日から施行する。